



宍粟

みはら

2010

No. 298



土佐硯の里

MIHARA



もくじ CONTENTS

村道亀ノ川下切線開通式	2
国民年金だより	3
教育委員会だより	4
農業委員会だより	10~11
国勢調査	12
お知らせコーナー	13~16
村の話題	17~18

村民のうごき

(平成22年 8月31日現在)

世帯数	797戸
総人口	1,780人
男	850人
女	930人

村道亀ノ川下切線開通式

8 / 1



祝

平成22年8月1日(日)に村道亀ノ川下切線下切工区の開通式が、地元選出国會議員を始め、村内外から約90名の招待客を迎え盛大に挙行されました。

開通式の最後に執り行われた餅投げには、当日がこの夏一番ではないかという猛暑日となったにも関わらず、大勢のお客さんにより大変なにぎわいとなりました。

村道亀ノ川下切線の概要

事業期間	平成17年度～平成22年度
区間延長	660m (内トンネル264m、橋梁23.9m)
構造規格	第3種4級
総工費	9億9千万円



国民年金広報

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます
～年末調整・確定申告まで大切に保管を～

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

この社会保険料控除を受けるためには、支払ったことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、平成22年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が本年10月下旬から11月上旬に日本年金機構本部から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(又は領収証書)を添付してください。

また、10月1日から12月31日までの間に今年はじめて国民年金保険料を納付された方については、来年度の1月下旬に送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」についての照会は、控除証明書のはがきに表示されている年金事務所へお問い合わせください。



年金受給者のみなさまへ

『扶養親族等申告書』は期限までに提出しましょう！

老齢や退職を支給事由とする年金は、雑所得として所得税の課税対象とされています。(障害年金・遺族年金は課税されません。)

課税対象となる受給者の方には、毎年11月上旬までに日本年金機構から扶養親族等申告書が送付されますので、12月3日の提出期限までに必ず提出してください。

この申告により、翌年中に受けられる年金にかかる所得税の源泉徴収税額が決まります。もし提出を忘れると各種控除が受けられず、所得税の源泉徴収税額が多くなる場合がありますのでご注意ください。

なお、年金以外に収入がある方は確定申告が必要です。

平成22年分 「扶養親族等申告書」 が送付される方	
65歳 未満	65歳 以上
年金額が 108万円以上	年金額が 158万円以上

お問い合わせは、⇄ 日本年金機構・幡多年金事務所（電話：34-1616）
〒787-0023 四万十市中村東町2-4-10

糖尿病

家族で考えよう!食生活 ～糖尿病予防五つの探検～

糖尿病は、生活習慣病のひとつであり、子どもから大人まで、家族で食生活を考えていくことがたいせつです。

糖尿病週間（11月8日～14日）にあわせ、食に関係するイベントを開催します。

- 探検1：私の夕食さっと探検（あなたが選んだ食事をさっとパソコンで計算します。）
- 探検2：おいしく食べて太らない（秘密、秘密、会場でそっとお話しします。）
- 探検3：赤鉄橋、行って帰ってこれぐらい！（赤鉄橋歩行と同じ食品のエネルギー）
- 探検4：食べ物情報コーナー ～知って得する食品の豆知識～
- 探検5：もっと野菜を ～1・2・3でできる簡単レシピの紹介～

日時：平成22年11月13日（土） 10時～17時
会場：フジグラン四万十 2階 特設会場（四万十市具同2222）
主催：幡多福祉保健所管内栄養士ネットワーク、幡多福祉保健所

問い合わせ：幡多福祉保健所 栄養士ネットワーク事務局（TEL 0880-35-5973）

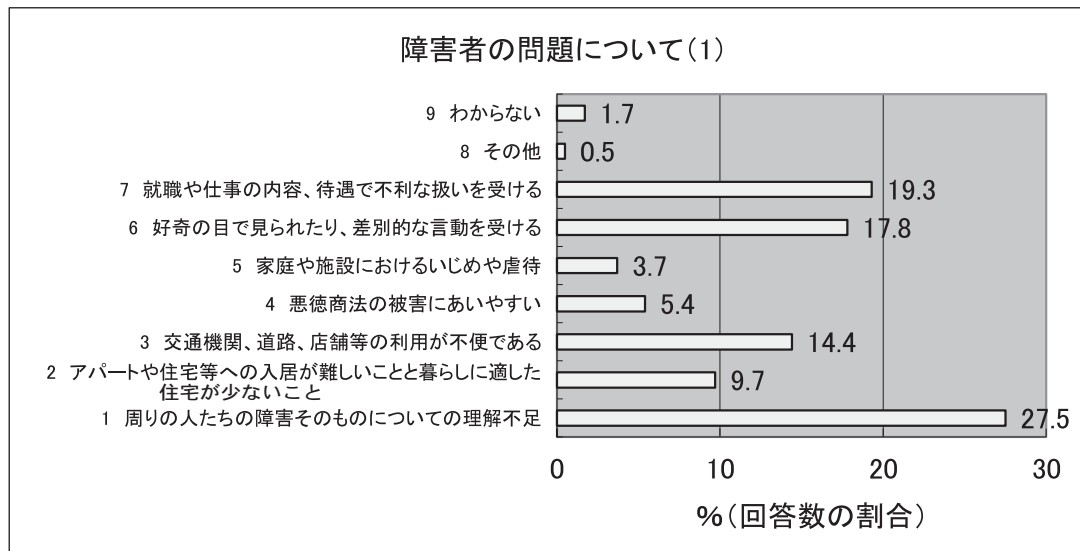
障害者の問題について

三原村教育委員会では村民の皆様の人権問題についての考えを取り入れ、今後の本村の人権教育、啓発活動に活かしていくために、平成18年度に人権問題に関する村民の意識調査を実施いたしました。下のグラフは意識調査の回答を集計し、分析したものを表にしたもので障害者の問題について調査したものであり、障害者の人権が侵害されるケースについて重要だと思うものについて三つ選んでいただいたものです。

- 配布数 300名(20歳以上の男女を住民基本台帳により無作為抽出)
- 回収率 49.7%
- 回答率 94%(この設問に対する回答率)

(1)障害者の人権が侵害されるケースについてあなたが特に重要な問題であると思われるものを次のうちから三つ選んで○をしてください。

- 1 周りの人たちの障害そのものについての理解不足
- 2 アパートや住宅等への入居が難しいことと暮らしに適した住宅が少ないこと
- 3 交通機関、道路、店舗等の利用が不便である
- 4 悪徳商法の被害にあいやすい
- 5 家庭や施設におけるいじめや虐待
- 6 好奇の目で見られたり、差別的な言動を受ける
- 7 就職や仕事の内容、待遇で不利な扱いを受ける
- 8 その他
- 9 わからない



この設問は障害者の人権が侵害されるケースについて重要だと思うものを選んで○をしてくださいというものです。「周りの人たちの障害そのものについての理解不足」や「就職や仕事の内容、待遇で不利な扱いを受ける」、「好奇の目で見られたり、差別的な言動を受ける」など周りの人たちの障害についての理解や認識の不足を原因とするケースが多くを占めました。

障害があることにより差別的な扱いを受ける原因としてはやはり周りの人たちの障害についての理解、認識の不足によるところが大きいのではないかと考えられます。他にも居住や道路、公共交通など障害のある人が不便を感じずに日常生活をおくるうえで改善していく必要があることがらなども障害を持つ人たちが障害のない人たちと同じように社会で暮らしていくためには必要となってきます。

* 意識調査に御協力いただきありがとうございました。今回掲載させていただいたものは意識調査の設問6(1)にあたる部分の集計結果です。今後とも本村の人権教育、啓発活動への村民の皆様のお協力をお願いいたします。

国際交流員の

チェイス・ハーディです⑥



皆さんこんにちは！

学校の夏休みも終わって、2学期に入りました。今年の夏は特に多事多端な夏でしたね。

8月5日にオーストラリアから友達二人が三原に来てくれて、1ヶ月滞在しました。

三原にいた間に、三原の自然環境を楽しんだり、美味しい日本料理を食べたり、遊びま

した。そして今年の三原祭りに友達たちを連れて行きました。友達たちが一番喜んだのはやっぱり祭りの花

火でした。オーストラリアの田舎は乾燥していて山火事が起きる可能性が高いので、山の中であんなに大き

くきれいな花火を見る所はないです。そして子供たちの相撲大会を応援したり、きれいな浴衣を着てお盆踊

りした女性をみて喜んでくれました。日本の田舎に来て、祭りに行くのは外国人がなかなかできないこと

で友達たちにとってとても特別な経験でした。

8月の20日から三原中学校の三年生が私の

古里のケアンズへ無事に行ってきました。

オーストラリアの家族とホームステイし

ながら、英語を勉強したり、オーストラ

リアの中学生と触れ合ったり、オーストラ

リアの文化について学んだり、観光もでき

ました。旅行の写真を見るとちょっとホーム

シックになりますが、三原中三年生が海外

研修を経験する機会があるのは非常にいい

ことと思います。

そして8月28日に三原が全国テレビに

出た！本当に最高でした！毎日私たちが生

活している三原の映像をテレビで見ると現

実離れた。やっぱり三原は特別ですね。



インフルエンザの予防接種について

法の改正により10月1日から新臨時接種を実施します。希望される方は、直接医療機関で受診してください。

対象者 村内の全ての住民の方（優先接種対象者は定めなし）

実施機関 10月1日（木）～未定

三原村診療所でも診療時間内に接種できます。電話等で予約して受診してください。

※村外医療機関で接種を希望される方は、直接医療機関にお問い合わせ下さい。

接種料金 実費必要

※生活保護受給者の方及び村民税非課税世帯の方は、接種が無料となります。

必ず接種を行う前に、免除の申請をしてください。手続きの方法については住民課にお問い合わせ下さい。

※県外の医療機関では、公費による接種はできません。

※今年度は季節性インフルエンザ及び新型インフルエンザの両方に対する混合ワクチンとなっています。

なお新型インフルエンザワクチン接種のみ希望される方は、医療機関にご相談下さい。



石鹸で手洗い

ミセス バーバラの

思い出ポロポロ

―バラとネクタイ― (五回)

今回は、主人と私の誕生日のエピソードをおくります。六月一日は主人。私は八月三十日生まれ。さぞ母は暑い時の出産で苦労したと思いますが、八年めで待望の女の子を出産し、家族が大喜びしたと聞いたことがありません。

さて、教職在職中は養護教諭として35回以上の修学旅行の引率をして生徒たちとの思い出づくりをしたものです。その間、ひとり主人が留守を守っていましたがお礼のつもりで、土産は一本のネクタイでした。多くの学校が、修学旅行は四月〜五月に実施することが多く、誕生日のプレゼントの準備に都合が良かったのです。私好みのデザインを選ぶので、いつもやや派手気味ですが、好んで着けてくれました。職場の先生方に「趣味がいいですねえ」とかほめられ（お世辞かも?）、「ダンディ西川」という、うれしいニックネームまでもらい、ルンルンしてましたね。

一方、私の方へは、時々一本のバラのプレゼント。昭和四〇年代は、爆発的な石原裕次郎ブーム。主人も大ファンのひとり。宴席では「赤いハンカチ」や「夜霧よ今夜もあがりとう」などがおはこでした。「裕次郎さんは三枝夫人に一輪のバラを送るんだって!」

「それくらいは僕にもできる!」と八月のバラがプレゼントされるようになる

ったのです。

「五〇歳のふし目には五〇本送るけん楽しみに待ちよったや」と言ったことがありましたが、みごとひとかかえもある五〇本のバラをいただき、もうびつくり!びつくりでした。ただし、宿毛の花屋さんで買った事情を聞くと大笑い。なんと電話で「五〇本のチューリップを注文したいのですが?」「この暑い八月にはチューリップを揃えるのは無理です」と言われ花オランチの主人がバラとまちがっていたことに気づき注文しづらい。 (全く笑える話です)

三〇日は息子のガールフレンドも遊びに来ていてその花束にびつくり!「おじちゃんステキね!」まるで自分にプレゼントされたように舞い上がっていました。今年も主人は入院中であり、ピンチヒッターは娘の役目。

先日は「お父さんと私からのプレゼントです」と大きな袋をひぎに乗せ、にこにこプレゼントされたのはバラの花ではなく、大きなカトラリアの鉢でした。

元 三原村スクールソーシャルワーカー

西川満壽代

☆次回をおたのしみ!



公民館図書室からのお知らせ

図書室にたくさんの本を寄贈していただきました!



○ 小橋 司さん(来栖野)より、『雑木山ものがたり』

小橋さんには永年公民館書道教室の講師として村民のために尽力していただいておりますが、平成22年3月末で勇退されました。

この書は、平成21年11月に小橋さんが三原村で個展を開催したときの作品を集録したものです。三原村中央公民館へおいでの際は、ぜひ図書室へお立ち寄りいただき、ご覧になってください。



○ 浅井大徳さん(柚ノ木)より、たくさんのお絵本をいただきました。

ぜひ、親子連れでおいでいただき、絵本を手にとってみて、お子さんに読んであげてください。



三原村中央公民館図書室 TEL46-2559 子どもの読書活動支援員 徳弘 しおり

「親子で本を楽しむ日」



8月21日(土)に「親子で本を楽しむ日」のイベントをしました。
読み聞かせ、クッキー作り、キーホルダー作りをして親子で楽しく過ごしました。参加して下さった皆さん、ありがとうございました。

これからも、イベントを考えていくので来て下さい(。_。)/



*杉本五十鈴さんの読み聞かせ



*図書支援員の山本先生も読んでくれました



*熊谷さんは親子で前に出てくれました



*真剣に聞いています



*「何作る～?早く作ろうよ～」



*「みんなで作ると楽しいね」



*子どもも大人も真剣に聞いています



*仲良く作業してます(♡)



*お母さん、おばあちゃんとお絵描き



*家族で仲良くしおり作り



*自分で作ったクッキー(♡)



*早く食べようよ～☆

海外派遣事業報告

8月20日～27日



中学生海外派遣団一行14名（男子5名・女子6名・引率者3名）は、8月20日に関西国際空港から出国、オーストラリア（ケアンズ）での研修を終え、27日に全員無事に帰村いたしました。

この研修は平成16年度から始まり今回で6回目を迎えました。

出発前の子どもたちは、初めての海外、ホームステイ、7時間を超える空路等に不安を抱いていた様子でした。ケアンズ空港到着後外に出ると日本とは違った風景・大自然が見受けられ生徒も感激した様子で緊張がほぐれるのが感じられました。ホストファミリーとのご対面。生徒は非常に緊張した面持ちでありましたが、気さくに生徒に話しかけてくださいました。翌日は、ファミリーとの自由行動を行い各ファミリーで交流を深めました。



英語レッスン

23～24日 英語レッスン（ケアンズラングエッジセンター）では、英語のゲームやオーストラリアドルの説明など身近な英会話について学ぶことができました。

キュランダの現地校との交流では、最初の方は緊張のせいかな笑顔が見られませんでしたでしたが日本から持ってきた折り紙で交流するうちに会話ができ笑顔が見えるようになりました。現地校からの出し物ではダンスの披露があり異文化に触れることもできました。スポーツクラブでの体験では、オーストラリアで人気のあるスポーツ（クリケット等）を体験し生徒は汗を流しました。



キュランダでカンガルーとのふれあい

25日 朝ファミリーとお別れ。わずか4泊の滞在でしたが我が子のように優しくしていたきました。なれない英語ではありましたが生徒は一生懸命英会話をしようと努力し貴重な体験をすることができました。

Australia



平成22年度 三原村中学生



◀ ホームステイ先と記念写真

アボリジナルパークの観光では、オーストラリアの先住民であるアボリジニの歴史を学び異文化について触れました。午後は世界遺産のグリーン島観光、自然保護を重視しているこの島では全ての自然や生き物が護られており自然の大切さについて教わりました。



現地校の生徒とご対面

今回の海外研修を終えて、生徒達は貴重な体験を基に大きく成長しこれからの将来に向けての糧となることを期待します。来年度もこの事業が続けられるよう皆様のご理解、ご協力をお願いして報告とさせていただきます。

この研修の成果は、来る11月3日の「どぶろく・農林文化祭」において中学生が発表いたしますのでたくさんの皆さんがご来場くださいますようお願いいたします。

(報告者 三原村教育委員会 加用慎吾)



アボリジニダンスの披露



折り紙を使っての現地校との交流

Australia

(財)三原村農業公社だより

三原村の取組む「三原村農業所得安定向上支援事業」で三原村独自の農業システムを構築し若年後継者が安心して農業参入でき、子育てが可能な安定的な農業所得の得られる環境を整えるため、農業公社では事業を受託してユズの新植とブロッコリー、オクラの営農に取り組んでいます。

職員の中にはユズ作りの経験者は誰1人いない中で、地元のユズ部会・農業振興センターの指導のもとに、6月14日～24日の間にハウスに2,400本の大苗・畑に約1,800本(4.3ha)のユズを新植しました。定植に当たりました機関等につきましては、天気の悪いのに関わらず、本当に皆さん一生懸命になって頑張ってください心からお礼申し上げる次第です。

ユズとの会話(ユズ苗購入～定植～管理)

- ・おい僕をこんな暗い所に閉じ込めてどうするんだろう？
- ・あれ・船のエンジンの音が聞こえるぞ、ここは海の上かな？
- ・あ～やっとなんか揺れなくなったが、少し寒くなったみたい、ここはどこだろう？
- ・あ～あ小さな箱に入れられて、苦しかったがやっとなんか明るい所に出たよ。
- ・ここは上にビニールが張ってあり少しムシムシするが、生き、出来るよ。
- ・もう1人のユズは・・わあ～い、ここは広い畑だぜ、気持ちが良いなあ～？
- ・やっとなんかの思いで4,200人の友達はそれぞれえのところに就職できたよ。
- ・お～い葉っぱがかゆいよ～、あれ～青い肌を何かかたべてるよ、痛いよ～。
- ・あれあれ、変な茶・青色っぽい虫が手・足をはっているよ、気持ち悪いよ？
- ・誰か助けてくれ・・・おい公社君何とかしてくれ！
- ・はあい・・・今助けるけんね・・・シュウ、シュウ、シュウ、シュウ。
- ・わあ～い、気持ちがいい、きもちがいい、これで安心だね。
- ・あれっ・・・今度は土の中から海草(草)みたいなものが一杯生えてきたよ。
- ・あれっ・・・うわ～、海草のなかでユズが泳いでるよ。溺れるよ。助けてくれ！
- ・よし、・・・今助けてやるからな？ブウン、ブウン、・・・ほら海草が無くなったよ？
- ・わっはっはっはっ・・・何と全部が綺麗になったよ、これで安心だね。

eguchi



ハウスの大苗



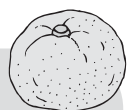
露地の苗

(H, 22、6、14～23に定植した苗です、こんな差があります)

****ユズ農家の皆さんへ農業公社からのお知らせ****

三原村の農業所得を図るため、村で有望とされているユズの栽培を中心とした露地野菜との複合経営を支援するため、公社のハウスでユズの大苗が育っています。

平成23年度ユズの新植をされる農家は是非ハウスまで足を運んでください、大苗を植えると、収穫は1年早くなると思います。



耕作目的での権利移転（法3条）

農業委員会だより

三原村農業委員会

平成22年10月

農地法第3条は、農地等についての権利の設定又は移転を制限しています。これは、この法律が戦後の農地改革の成果を維持すること、すなわち耕作者の地位の安定と権利の保護、土地の農業上の効率的な利用のための利用関係の調整、農業生産力の増進を図ることを目的として制定されました。

(1) 農地法3条の許可

農地や採草放牧地を耕作の目的で所有権を移転したり、地上権・永小作権・賃貸借権・使用貸借権・その他の使用収益を設定する場合は、知事又は農業委員会の許可を受けなければいけません。

① 農業委員会の許可

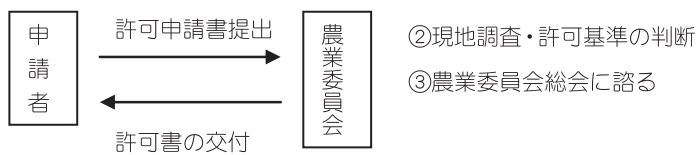
個人及び農業生産法人、解除条件付きの使用貸借権又は貸借権による個人・一般法人がその住所を有する市町村の区域内の農地等について権利を取得する場合（住所＝農地の所在地）

② 県知事の許可

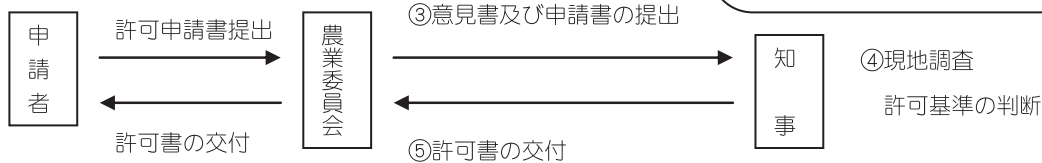
- ア) 個人及び農業生産法人、解除条件付きの使用貸借権又は貸借権による個人・一般法人がその住所を有する市町村の区域外農地等について権利を取得する場合（住所地≠農地の所在地）
- イ) 区分地上権等を取得する場合。
- ウ) 農業生産法人及び法第3条第3項適用法人以外の法人（教育・医療・社会福祉事業目的の法人等）が農地を取得する場合。

(2) 農地法3条許可のフロー図

① 農業委員会の許可



② 県知事許可



☆許可申請

許可申請をする場合は、申請書に当事者が自署します。（押印可）

《添付書類》

農業委員会許可：申請書等

知事許可：申請書・登記事項証明書・経営証明書・耕作計画書等

遊休農地をなくしましょう！

農地を転用する場合や、農地でお困りのことなどありましたら、お気軽に各地区の農業委員にご相談ください。

農業委員会事務局：三原村役場内 TEL46-2111

農業委員会への申請書等の提出は、毎月15日まで
をお願いします。

調査票の記入はお済みでしょうか？

10月7日までに提出してください！

- 国勢調査は、平成22年10月1日現在、日本に住んでいるすべての人及び世帯が対象です。
- 平成22年国勢調査は、我が国が本格的な人口減少社会となって実施する最初の国勢調査で、日本の未来を考えるために欠くことのできない最新の人口・世帯の実態を明らかにする重要な調査です。
- 調査結果は、さまざまな法令で使われるほか、社会福祉、雇用対策、生活環境の整備など、私たちの暮らしのために役立てられます。
- 記入いただいた調査票は、封筒に入れて封をした上で調査員に渡していただくか、市区町村に郵送で提出していただきます。

- 調査員をはじめとする国勢調査に従事する者は、統計法によって、個人情報を守るための厳格な守秘義務が課せられており、調査票の記入内容は厳重に守られます。
- 国勢調査をよそおった不審な訪問者や、不審な電話などにご注意ください。不審に思った際には、役場総務課国勢調査係（0880-46-2111）にお知らせください

※万一、調査票が届いていない場合は、三原村役場にご連絡ください。



封筒に入れる前に、調査票の記入に誤りがないか、確認をお願いします。

総務省・都道府県・三原村

国勢調査については、平成22年国勢調査広報サイト「国勢調査e-ガイド」をご覧ください。

国勢調査 e-ガイド

検索

<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2010/kouhou/index.htm>

林業退職金共済制度(林退共)からのお知らせ

林業の仕事をしていなかったことがありますか？

林退共では、昭和55年以降林業事務所で働いていた方で、林退共制度に加入していたが退職金をまだ受け取っていない方を探しています。

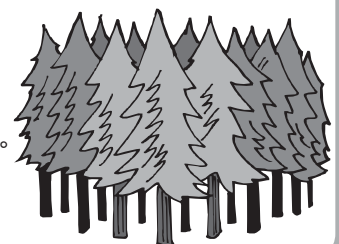
また、林業事務所で働いていたが、林退共へ加入していたか分からない方もお調べいたしますので、お問合せ下さい。

お心当たりの方は

林業退職金共済事業本部 電話03-5400-4334 へお問合せ下さい。

林退共制度について、詳しくはホームページでもご案内しています。

<http://www.rintaikyo.taisyokukin.go.jp>



平成22年10月1日から 米トレーサビリティ制度がスタートします!



- 米・米加工品等の販売、輸入、加工、製造又は提供を行う者（米の生産者、米加工品等の製造業者、流通業者、小売業者、外食事業者など米穀等を取扱う事業者の方）は、取引記録等の作成・保存と産地情報の伝達が必要となります。
- 対象品目は、米穀（もみ、玄米、精米、碎米）、米粉、米菓生地、米こうじ等。米飯類（白めし、おかゆ、寿司、炒飯、オムライス、カレーライス、ドリアなどご飯として提供されるもの）、各種弁当、各種おにぎり、ライスバーガー、赤飯、おこわ、米飯を調理したもの、包装米飯、発芽玄米、乾燥米飯等及びもち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりんが対象となります。

1 取引等に伴う記録の作成・保存（平成22年10月1日から）

米・米加工品等を「取引」「事業所間の移動」「廃棄」などを行った場合には、その記録を作成し、原則3年間の保管が必要となります。

【記録事項】

品名、産地（平成23年7月1日生産者出荷分から）、数量、年月日、取引先名、搬出入の場所等

2 産地情報の伝達（平成23年7月1日から）

【事業所間における産地情報の伝達】

米・米加工品等を他の事業者へ譲り渡す場合には、伝票等又は商品の容器・包装への記載により、産地情報の伝達が必要となります。

【一般消費者への産地情報の伝達】

JAS法で原料原産地表示の義務づけがある玄米、精米や包装もちについては、JAS法に従い、これまでどおり表示してください。

玄米、精米や包装もち以外のものについては、米トレーサビリティ法に基づき、以下により産地情報の伝達が必要となります。

- ・商品の包装に産地情報を記載
- ・商品の包装に産地を知ることができる方法（Webアドレス、二次元バーコード等）を記載
- ・店内に産地情報を掲示
- ・購入カタログや注文画面上に産地情報を掲示
- ・メニューに産地情報を記載 など

詳しくは [米トレーサビリティ法](#) [検索](#)

ご存じですか? 公証制度

10月1日(金)から7日(木)は、「公証週間」です。「公証週間」とは、皆さんが不動産の売買・金銭の貸し借りなどの重要な契約を交わしたり遺言をされたりする際、法務大臣の任命する「公証人」に依頼して、法的に特別の証拠力が認められている文書(公正証書)を作成することにより、後日のトラブル防止と取引や財産の安全の確保を図る制度です。

場所 **中村公証役場**
(事前予約制です。電話による相談はできません。)
住所 **四万十市大橋通6丁目3番7号
第1とらやビル4階**
電話 **0880-34-1728**
時間 **午前10時から午後4時まで**

日本公証人連合会の電話相談
電話相談 **03-3502-8239(代表)**
期 間 **10月1日(金)から
同月7日(木)まで**
(土・日を含む)
受付時間 **午前9時30分～午後4時30分**

不動産無料相談

高知県宅建協会の専任相談員が苦情の受付だけでなく、さまざまな不動産に関する問題についても相談業務を行い、住まいに関するあらゆるご相談に、誠意を持ってお答えします。

日時: **11月18日(木) 13時～16時**
場所: **四万十市立中央公民館3階研究室**

お問合せ先
(社)高知県宅地建物取引業協会幡多支部
電話 **(0880-37-1520)**

行政相談週間 お知らせ

10月18日(月)～24日(日)

国の仕事やサービスで、困っていること、分からないことがありますら、総務省の行政相談をご利用下さい。

総務省では、多くの皆さんに行政相談を利用していただけるよう毎年10月に「行政相談週間」を設け、各種の行事を行っています。

当村においても、次のとおり、総務大臣の委嘱を受けた行政相談委員が「一日行政相談所」を開設し人権相談委員、心配ごと相談委員と一緒に相談をお受けいたします。相談は無料で、秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。

行政・人権・心配ごと相談員の方々と「一日行政相談」

日 時	10月18日(月)午前10時から午後3時
場 所	農業構造改善センター (46-2130)
行政相談委員	宮田 利徳 (自宅:46-2271)
人権相談員	山川 政幸 (自宅:46-2068)
	榎 喜章 (自宅:46-2189)
心配ごと相談員	大塚 準 (自宅:46-2530)

自動車 点検整備推進運動

国土交通省は、9月・10月を「自動車点検整備推進運動」の重点期間として全国的に展開し、自動車使用者による保守管理の徹底を一層協力に推進することとしています。

しっかり、点検
生まれる安心。



点検・整備は、安全とエコにつながります。

クルマのECO始めてみませんか。

※国土交通省・自動車点検整備推進協議会

お知らせ

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間

高知地方法務局と高知県人権擁護委員連合会では、女性の人権問題解消に向け、下記のとおり電話相談の強化週間を実施します。期間中は、土・日曜日も受け付けています。また、平日は時間を延長し、午後7時まで受け付けます。

- 1 実施期間 平成22年11月15日(月)から11月21日(日)までの7日間
- 2 時間 午前8時30分から午後7時まで
ただし、土曜日・日曜日は午前10時から午後5時まで
- 3 電話番号 **0570 (070) 810**
※全国共通ダイヤル
※PHS・IP電話からは接続できません。
- 4 取扱内容 ドメスティック・バイオレンス、セクシャル・ハラスメント、ストーカー、離婚問題、暮らしの悩みごとなど女性をめぐる人権問題
- 5 その他 相談は無料、秘密は厳守します。
※以上の記事に関するお問い合わせは
高知地方法務局人権擁護課(TEL088-822-3503)まで

お知らせ

10月は「里親」月間です。

～あなたを必要としている子どもたちがいます～

親の病気やさまざまな事情によって、家族と生活できない子どもたちがいます。

そのような子どもと温かい家庭的な雰囲気の中で共に暮らし、健やかな成長を見守りながら、自立を支援する里親になりませんか。里親に関心のある方は、役場または幡多児童相談所にお問い合わせ下さい。

問合せ先:住民課 電話 **(46-2404)**
高知県幡多児童相談所 電話 **(0880-34-3550)**

「戦没者遺児による慰霊友好親善事業」参加者募集

(財)日本遺族会は、「戦没者遺児による慰霊友好親善事業」を、厚生労働省から委託・補助を受け実施しており、先の大戦で父等を亡くした戦没者の遺児を対象として、父等の戦没した旧戦域を訪れ、慰霊追悼を行うとともに、同地域の住民と友好親善をはかることを目的としています。

また、本年度は事業実施20周年記念事業として「洋上慰霊」を実施します。

費用は、参加費として8万円。

日程等、詳しいことは・・・

(財)日本遺族会 事業課 事業係 TEL03-3261-5521
(内線3656～3658まで)

お申込は、お住まいの各都道府県遺族会へ、お願いします。

実施地域

ミャンマー・マリアナ諸島・洋上慰霊

お知らせ

陸上自衛隊 高等工科学校生徒募集

1 教育及び卒業資格

高等学校の普通科と同等の教育を受け、併せて各種の教育や訓練を受けることになります。また、提携する通信制高等学校に入学し、生徒課程終了時に高等学校の卒業資格を取得できます。身分は特別職国家公務員(生徒)で、手当の支給を受けながら高等学校教育等を受ける制度です。

2 受付期間

平成22年11月1日(月)～平成23年1月7日(金)

3 応募資格

平成23年4月1日現在、15歳以上17歳未満の男子で、中学校卒業後又は中等教育学校の前期課程修了者(見込の者を含む)

4 試験日(一次試験)

平成23年1月22日(土)

5 生徒の待遇

生徒手当:月額94,900円、期末手当(6月・12月)

衣食住 :全員が駐屯地で生活し、宿舎は無料で、食事・制服類・寝具については、支給又は貸与

休日・休暇:週休2日制、祝日、年末年始及び夏期休暇、年次休暇

※お問合せ先:自衛隊四万十地域事務所

電話 **0880-35-3096**



ご存じ
ですか!

パートタイム労働法

お知らせ

質問：「パートだから一律〇〇円」と賃金が決められているのですが・・・

答え：事業主は、正社員とのバランスを考え、パート労働者の職務の内容、成果、意欲、能力又は経験等を踏まえて賃金を決定するよう努めなければなりません。

質問：正社員と同じ仕事をしているのに、パートタイム労働者というだけで待遇が大きく違うのですが・・・

答え：パートタイム労働法では、正社員とパートタイム労働者を、①業務の内容とそれに伴う責任の程度、②転勤や配置転換などの扱い、③契約期間などを基準に比較し、3要件ともすべて同じと判断されれば、パートタイム労働者であってもすべての待遇について正社員と差別をしてはならないと定められています。

※パートタイム労働法についてのお問合せは高知労働局雇用均等室(TEL088-885-6041)

労働相談とあっせんのお知らせ

お知らせ

「給料を一方向的に減額された」「会社が有給を認めてくれない」「突然、解雇・雇止めされた」—このような問題でお困りではありませんか?

高知県労働委員会は、「労働相談」と「あっせん」で、こうした労使間トラブルの解決をお手伝いしています。

「労働相談」は、電話やメールでのご相談に対し、事務局の職員が判例や法令などトラブル解決に有効な情報をお伝えするものです。

「あっせん」では、公益・労働者・使用者の三者の委員で構成されるあっせん委員会が、中立の立場で労働者と使用者

との話し合いを仲介します。

いずれも簡易迅速で無料、秘密は厳守されますので、気軽にお問い合わせください。

▽ お問い合わせ▽

高知県労働委員会事務局

電話：088-821-4645

住所：高知市丸ノ内2-4-1 県庁北庁舎4階

e-mail：240101@ken.pref.kochi.lg.jp

H.P.：http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/240101/

毎年10月1日は「浄化槽の日」です。

お知らせ

この「浄化槽の日」は、浄化槽の設置や管理方法等について定めている浄化槽法が昭和60年10月1日に全面施行されたことを記念して制定されました。

合併処理浄化槽はトイレの水洗化で快適な生活が楽しめるだけでなく、きれいな水を川などの自然に帰し、美しく豊かな自然を守ります。

平成13年4月からは、単独処理浄化槽の新設が原則禁止され、地球にやさしい合併処理浄化槽の設置がすすんでいます。

浄化槽は下水道と同程度の汚水処理性能を持つものですが、正しい使い方と適正な維持管理がなされないと、本来の機能を十分に発揮することができません。

合併処理浄化槽の普及促進を図り、保守点検・清掃・法定検査をきちんと行って、高知県の美しい自然をみんなで守っていきましょう。

☆保守点検は定期的に行うことが義務づけられています。専門知識を持つ資格のある業者に委託することをお勧めします。

☆清掃は年1回以上の実施が義務付けられています。市町村長の許可を受けた業者に頼みましょう。

☆法定検査は、浄化槽の機能が十分発揮されているか確認する大変重要な検査です。年1回必ず指定検査機関で受けることが義務づけられています。

指定検査機関：高知県環境検査センター
088-860-2400

来年度も、例年どおり合併浄化槽の設置に対する補助金がありますので、平成24年3月迄に設置を計画している方は、なるべく平成22年12月末日までに住民課まで連絡して下さい。

住民課 TEL 46-2404

星ヶ丘地区 7/20~8/20 ラジオ体操 毎日、頑張りました!



ひめのぼんの里めぐり

9/11(土)・12(日)



税務係からお知らせ

- 村県民税 3期分 11月1日納期
 - 国民健康保険税 4期分 11月1日納期
 - 国民健康保険税 5期分 11月30日納期
- よろしくお願ひします。

蛇瓜 こんな長い長~~~~い瓜が採れました(・o・)

これは
珍しい!



夏のおもいで

清流まつり

7月18日(日)

ビンゴでお菓子をもらっ
たよ!



みはら祭り

8/15(日)



園児たちのかわいい踊りです。



「寄付のお礼」

みはら祭りの運営や花火の打ち上げ等に、寄付金をいただきました。ご協力ありがとうございました。

- 有限会社 四万十みはら菜園
- カゴメ 株式会社
- 愛生福祉会 豊寿園
- グループホーム「ほうばい」
- 幡西道路建設株式会社
- 社会福祉法人 椿の木福祉会
- 特別養護老人ホーム「星ヶ丘」
- 株式会社 文誠堂
- 幡多信用金庫 平田支店
- 大智電業
- 三原村どぶろく組合
- 互生会 筒井病院
- アート
- 株式会社 すくもグリーン企画
- 東 兼助
- 庄 助
- 三原代行社・三原福祉タクシー
- 三原建設 有限会社
- 岡鉄建設 有限会社
- 沢良木建設 株式会社
- 株式会社 大塚建設工業所
- 岡村建設 有限会社
- 協業組合 テスク
- 有限会社 野町建設
- マルワ興業
- 伸和興業
- 三原村商工会
- JA高知はた三原支所
- 三原村森林組合
- 高幡街商組合
- 三原村商工会青年部
- 三原村青年団
- 三原ウイングス(少年野球)
- 三原村